

## 「予備試験の実施方針について（案）」に対する意見募集の結果について

### 第1 意見数 80件

### 第2 意見の取りまとめ方法

「予備試験の実施方針について（案）」（以下「実施方針（案）」という。）の各項目について、意見を取りまとめています。なお、意見を引用するに当たっては、実施方針（案）に関連する部分のみを引用するとともに、整理・要約した上で公表しております。

### 第3 意見の概要

#### 1 予備試験の実施に当たって一般的に配慮すべき事項

##### (1) 一般的に配慮すべき事項（全般）について

- 妥当である。(1件)
- 予備試験の実施に当たっては、必ずしも現状の法科大学院の現状にとらわれる必要等はない。(1件)
- 「法科大学院修了程度の能力」とは、単純な、現在の法科大学院修了者の平均的能力という意味ではなく、あるべき・理想的な「法科大学院修了程度の能力」を言うべきである。(1件)
- 狭い意味での法律学に限定されない幅広い視野・教養と多様なバックグラウンドを備えているかどうかについて特段の配慮をすべきである。(1件)
- 法科大学院教育に相当する教育を何らかの形で受験以前に受けていることを前提とした質、量とすべきである。(1件)
- 法科大学院を経由しない安易なバイパスとならないように、厳格な実施及び運用を行うべきである。(1件)
- 「新たな法曹養成制度の理念」としているが、どの点の理念を考えて記載しているのかわからず、具体的に記載すべきだ。(1件)
- 「行くことができない人」であるかどうかを判定する仕組みは設けられないのであるから、この文言は、このままでは無意味である。(1件)
- 法曹の多様性を確保するために、現在法科大学院に行くことができる人以外が、広く法曹資格にチャレンジし、その中で特に優秀な人材が実際に法曹になることができるような制度とするべきである。(1件)
- 社会人に対して広く門戸を開く試験であるべきだ。(4件)

##### (2) 新司法試験との関係について

- 予備試験と新司法試験が連携をしっかりと取り、全く別ものにならないようにすべきだ。(1件)
- 新司法試験との関係に留意するとの記述がなぜ必要なかわからない。削除すべきだ。(1件)

##### (3) 出題のレベルについて

- 過度に高い出題レベルにするべきではない。(5件)
- 法科大学院の教育課程で実施される期末試験と同程度の質と量を備えたものとするべきである。(1件)

(4) 実施方針の見直しについて

- 試験の実施過程、結果に関する評価、見直しのプロセスを明記すべきである。(1件)

(5) 予備試験審査委員について

- 法科大学院教員から選任することは適切だ。(2件)
- 法科大学院教員から選任するべきではない。(1件)

(6) 短答式試験問題の一部共通化について

- おおむね適切である。(3件)
- 共通化することは問題である。(4件)

2 試験実施の枠組み

(1) 実施日程

ア 実施日程について

- おおむね適切である。(3件)
- 試験間隔・期間を圧縮すべきである。(3件)
- 2年に分けて行うべきだ。(1件)
- 土日・祝日に行うべきだ。(2件)

(2) 試験の日程

ア 試験の日程について

- おおむね適切である。(2件)
- 筆記試験の日程を増やすべきである。(4件)
- 公法系・民事系・刑事系の各科目を一括した時間で実施するべきでない。(4件)

(3) 試験科目の範囲

ア 試験科目・範囲について

- 一般教養科目及び法律実務基礎科目の出題範囲はおおむね適切である。(1件)
- 試験科目を増やすべきである。(2件)
- 英語は必須とすべき。(2件)
- 英語は必要ない。(1件)
- 英語1か国語に限定すべきではない。(3件)
- 法律実務基礎科目に法曹倫理を含めるべきではない。(2件)
- 法文書作成を法律実務基礎科目に含めるべきである。(1件)
- 商法・行政法及び法律実務基礎科目は出題範囲を明示すべきである。(2件)
- 除外範囲は新司法試験の除外範囲に限定すべきだ。(1件)
- 試験用法文の登載法令を公表することはおおむね適切である。(1件)

イ その他

- 一般教養科目は試験科目とするべきではない。(5件)
- 法律実務基礎科目は出題すべきでない。(1件)
- 一般教養科目及び法律実務基礎科目は出題すべきでない。(1件)

### 3 短答式試験の在り方

#### (1) 出題方針について

##### ア 全体について

- おおむね適切である。(1件)

##### イ 法律科目について

- おおむね適切である。(1件)
- 幅広く基本的な知識を試すべきである。(1件)

##### ウ 一般教養科目について

- 大学卒業程度の一般教養科目を基本とする必要はない。(1件)
- 現代社会が法律家に求める幅広い教養を試すものとし、重視すべきである。(1件)
- 受験者の選択によって、社会科学系、人文科学系、自然科学系のいずれかの専門課程卒業に相当する教養の有無を評価する制度とすべきである。(1件)
- 時事問題を多く出題すべきである。(1件)
- 専門的すぎる問題は出すべきではない。(1件)
- 国家公務員第Ⅱ種試験程度の範囲・難易度にすべきである。(1件)
- 一般教養科目は適性試験に類似した問題とすべきである。(3件)
- 適性試験のような出題をするべきでない。(1件)

#### (2) 試験時間、問題数、配点等について

##### ア 全体について

- 全体として問題数が多すぎる、民法の比率を上げるべき、試験時間は3時間～3時間30分程度とすべき。(1件)

##### イ 一般教養科目の選択式について

- 一般教養科目を選択式とするのは好ましい。(1件)
- 一般教養科目を選択式にするのは慎重に検討するべきだ。(1件)
- 一般教養科目は全て解答させるべきだ。(1件)
- 選択式としても全ての分野から必ず一定数を解答させるべきだ。(2件)

##### ウ 問題数について

- 英語の出題を増やすべきである。(1件)
- 法律科目の出題が少なすぎる。(1件)

##### エ 配点について

- 適切である。(1件)
- 一般教養科目の配点が高すぎる、法律科目の配点を高くすべきである。(4件)
- 一般教養科目の配点を高くすべきである。(2件)
- 法律基本科目ごとに同一にする必然性はない。(1件)

### 4 論文式試験の在り方

#### (1) 出題方針について

##### ア 全体について

- おおむね適切である。(2件)

イ 法律実務基礎科目について

- 法曹倫理を単独の試験とすべきである。(2件)
- 実務能力を判定するような問題を出題すべきである。(1件)

ウ 一般教養科目について

- 適性試験に類似した問題や小論文とすべきである。(1件)
- 時事問題を多く出題すべきである。(1件)

(2) 試験時間, 問題数, 配点等

ア 試験時間, 問題数, 配点について

- 民法の出題を多くし, 配点, 試験時間も他の科目と比較して高く, 長くすべき。  
(1件)
- 試験時間をもっと長くするべきである。(1件)

イ 配点について

- 法律実務基礎科目の配点は比率を低くすべきである。(2件)
- 法律実務基礎科目の配点比率を高くすべきである。(1件)
- 一般教養科目の位置づけが低すぎる。試験時間, 配点比率を高くすべきである。  
(2件)
- 一般教養科目の配点比率を低くすべきである。(1件)

5 口述試験の在り方

(1) 全体について

- おおむね適切である。(2件)
- 旧司法試験以上に口述試験を重視すべきである。(1件)
- 確定次第速やかに詳細が公表されるべきだ。(1件)

(2) その他

- 口述試験は行う必要はない。(1件)

6 合否判定の在り方

ア 全体について

- おおむね適切である。(1件)
- 科目ごとに合格点を定め, 全ての科目に合格したものを合格者とすべきである。  
(7件)

イ 合格基準について

- 合格基準を示すべきである。(2件)
- 合格点を予め設定するべきである。(2件)
- 合格水準は, 平均的法科大学院率と同程度とすべきである。(1件)
- 合格ラインは法科大学院修了者の最低レベルにすべきである。(6件)

ウ 最低ライン点について

- 最低ライン点を設けるべきである。(7件)

- 最低ライン点を設けるべきではない。(2件)

#### 7 その他

- 特別な措置が必要な受験者の例示をするべきだ。(1件)

#### 8 実施方針(案)全体について

- おおむね適切である。(2件)

#### 9 その他の意見

##### ア 合格者数・合格予定者数について

- 新司法試験の受験者総数の一定割合になるように、合格者数を調整すべきである。(3件)
- 合格者数は十分な数を確保すべきである。(19件)
- 合格者数は少なくすべきである。(3件)
- 予め合格予定者数を示すべきである。(5件)
- 合格定員は定めず、絶対評価で合格者を判定すべきである。(11件)

##### イ 予備試験・試験科目の免除について

- 何らかの資格を有する者等には、何らかの科目を免除すべきである。(17件)
- 大学等において所定の単位を取得した者等には、一般教養科目を免除すべきである。(20件)

##### ウ 受験資格の制限について

- 「法科大学院に行くことができない人」の基準を明確にし、受験資格等を定めるべきである。(4件)
- 受験に際し年齢制限を設けるべきである。(4件)
- 在学生(大学生、法科大学院生等)は受験できなくするべきである。(2件)
- 受験は大学卒業者又はそれと同等の者に限定すべきだ。(3件)

##### エ その他

- 予備試験が法科大学院教育レベルの指針となるべきだ。(1件)
- 予備試験は、自由競争とし、法科大学院と予備試験のいずれかが適切な制度なのか、将来検証すべきである。(1件)
- サンプル問題を早く公表すべきである。(1件)
- 平成23年の予備試験実施前にプレテストを行うべきだ。(3件)
- 受験手数料についての意見(2件)
- 試験結果に関する情報は、一般に公開されるべきである。(1件)

#### 第4 今後における意見の取扱い

提出いただきました御意見につきましては、今後の司法試験予備試験の検討における参考とさせていただきます。